

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型二輪車、小型特殊自動車等の所有者に課税される税金です。

1 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している方に課税されます。

（注）軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。したがって、4月2日以降に車両を廃車した場合、その年度の税金は納めていただくことになります。

2 税 率

車 種			税率（年額）	車検	
原動機付 自 転 車	50cc以下		2,000円		
	ミニカー		3,700円		
	50ccを超え90cc以下		2,000円		
	90ccを超え125cc以下		2,400円		
軽 自 動 車	軽二輪（125ccを超え250cc以下）		3,600円		
	ボート・トレーラー等		3,600円	有	
	軽三輪		※	有	
	軽四輪	乗 用	自家用	※	有
			営業用	※	
		貨 物	自家用	※	有
			営業用	※	
雪上車		3,600円			
二輪の小型自動車（250ccを超える）			6,000円	有	
小型特殊 自 動 車	農耕作業用（トラクター等）		2,400円		
	その他（フォークリフト等）		5,900円		

※ 所有されている軽自動車の初度検査年月により、税率が異なります。詳細については次ページをご覧ください。

被災車両の非課税について

東日本大震災により滅失・損壊した自動車・軽自動車に係る代替車両を取得した場合の非課税の取り扱いについて、以下のとおりになります。

- ・平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に取得した車両（令和2年度分）
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に取得した車両（令和2年度分及び令和3年度分）

軽自動車（四輪車等）の税率

平成28年度より、初度検査から13年を超える車両の重課と、環境負荷が小さい車両に対するグリーン化特例（軽課）が導入されました。

【表1】

種 別			初度検査の年月			
			①平成27年3月31日以前（旧税率）	②平成27年4月1日以後（新税率）	③平成22年3月以前（重課）	
軽自動車	三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四 輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	乗用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①②の税率は初度検査から13年を経過するまで変わりません。

グリーン化特例（軽課）



【表2】

種 別			令和5年度に限り軽課が適用			
			④電気自動車 天然ガス自動車	⑤ガソリン車 ハイブリッド車	⑥ガソリン車 ハイブリッド車	
軽自動車	三 輪		1,000円	—	—	
	四 輪	乗用	自家用	2,700円	—	
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	乗用	自家用	1,300円	—	—
			営業用	1,000円	—	—

④電気・天然ガス車は、平成30年排出ガス基準適合または平成21年天然ガス車基準に適合かつ窒素酸化物10%低減達成車が対象となります。

⑤⑥は平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成(☆☆☆☆)と下記の条件達成車が対象となります。

⑤令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成

⑥令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準70%達成

3 申 告

軽自動車等を取得したり、住所を変更したときなど申告事項に変更があった場合は15日以内に、軽自動車等を廃車・譲渡した場合は30日以内に下記の申告先へ申告してください。

車 種	申 告 先		必要なもの
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	取 得 (販売店から 購入したとき)	市役所 市民税課	・販売証明書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの
	譲 渡 (他人から譲り 受けたとき)		○廃車がまだの場合 ・標識 (ナンバープレート) ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの ○廃車済の場合 ・譲渡証明書及び廃車申告受付書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの
	廃 車		・標識 (ナンバープレート) ・標識交付証明書
軽 二 輪 (125cc を超え 250cc 以下) 二 輪 の 小型自動車 (250cc を超える)	東北運輸局 福島運輸支局 Tel.050-5540-2015		左記にお問い合わせください。
軽 四 輪	福島県軽自動車検査協会 福島事務所 Tel.050-3816-1837		

4 納 税

市役所から送付された納税通知書により、5月末日までに納めていただくことになります。

5 減免制度

次のような軽自動車等には納税が免除される制度があります。

(1) 公益のため直接専用すると認められる場合、又は、その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである場合

→ 納期限の7日前までに申請していただく必要があります。

(2) 身体障がい者等が所有する場合 (身体障がい者が18歳未満の場合や精神障がい者又は知的障がい者の場合は、生計を一にする方の所有する軽自動車等も含む)

→ 納期限までに申請していただく必要があります。